

内容をご確認いただき、至急返送願います。

確 認 書

今般、建設業の一人親方特別加入を申込むにあたり、(※1) 建設業法における工事以外および労災保険で定められた建設業以外の作業をしているときに負傷しても労災保険が適用されないことを理解いたしました。また、(※2) 自己の重大な責により負傷した場合および国の定めがありそれに該当した場合も労災保険が適用されない場合があることを承諾いたしました。

これにより、労災保険が適用されなくても、貴協会には一切迷惑をおかけすることなく、不服は申し立てません。

(※1) 例

- ・ハウスクリーニングの業態者は内装工事に行っても建設業ではありません。
- ・高層ビルでゴンドラに乗った窓の清掃は建設業ではありません。
- ・エレベーターの保守点検を行う事業は建設業ではありません。
- ・現場監督は管理業務にあたる人員の手配や材料の仕入れ等は建設業ではありません。
- ・現場への運搬・搬入は建設業ではありません。
- ・設計・測量は建設業ではありません。
- ・その建築物のために製作するのではない場合、また取付作業が伴わない製作物を作成しているときは建設業ではありません。(製造業になります)
- ・建設業を伴わない点検・修理・整備の業態者は建設業ではありません。
- ・船舶における内装仕上作業、塗装、修理等は製造作業になりますので建設業ではありません。
- ・庭木の剪定作業のみで、造園業を伴わないときは建設業ではありません。
- ・上記以外 仕事中に建設業以外の仕事をしていたときは建設業ではありません。

(※2) 例

- ・酒気帯びで作業をしていた場合に負傷したとき
- ・故意に怪我をして労災保険をうけようとしたとき
- ・仕事が原因であると思われる過労、ストレスによる病気のと
き(仕事が原因であるという医師の証明が必要です。また医師の証明がとれても、事業主の場合は仕事を裁量で休める自由があるため、労災給付されるのは難しいです。)
- ・上記以外、労働基準監督署が労災保険を適用できないと判断したとき

労災保険が適用されるかどうかの有無は、労働基準監督署の判断によります。

加入員 地位の取消についてのご説明 (※規約抜粋)

第9条 組合は組合員が次の各号の一に該当するときは、組合員の地位を取り消すことができる。

- (イ) 協会を脱退した時
- (ロ) 組合員がこの規約に違反したとき。
- (ハ) ①組合が指定した期日までに労災保険料等の納入を行わなかった場合(すでに該当月分まで納入されているが、該当月のその後の労災保険料等指定した期日までに納入がなかった場合や事務処理規約第6条にかか
る組合員の義務を怠ったことにより組合との連絡が不能となった場合を含む)は、その該当月までの月末
で自動的に組合員の地位を失う。
②組合は、組合員が自動的に組合員の地位を失った場合、脱退届出を受理していなくとも理由の如何を問わ
ず脱退の取り扱いを行う
③組合は、いかなる理由であろうと期日までに労災保険料等納入がなく自動的に組合員の地位を失った者が
事故により労災保険が適用されなくとも責任は一切負わない。
- (ニ) 申し込み時に虚偽の申告があった場合
- (ホ) 監督署が指定した特定業務の健康診断で不承認を受けた場合は申し込みの日にさかのぼり地位を失う。この
場合の労災保険料等は本人の口座に振込手数料を除き全額を返還する。
- (ヘ) 監督署が指定した期日までに特定業務における健康診断を受けずに不承認になった場合は加入月にさかのぼ
り地位は取り消される。この場合の労災保険料は該当月まで徴収し不該当となった保険料は本人の口座に振
込み手数料を除き返還する。
- (ト) 現状かつ将来に渡って次の暴力団排除条項に該当すると判明した場合
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 総会屋等、社会運動、政治運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他 (1) から (5) に準ずる者
- (チ) 第10条第4項における組合員証を他の者に使用させた場合
- (リ) その他、組合員として不相応と組合長が認めた場合